

不正行為

不正に会社の情報を
持ち出したら…

【研修について】

- ・本研修の目安時間は、15分間です。
- ・講師の指示に従って、本資料を読み進めてください。
(勝手に本資料を読み進めないでください。)

【本研修の目的】

- ・隣の人や、後ろの人と**意見交換をしながら、学ぶことを目的としています。積極的に発言しましょう。**

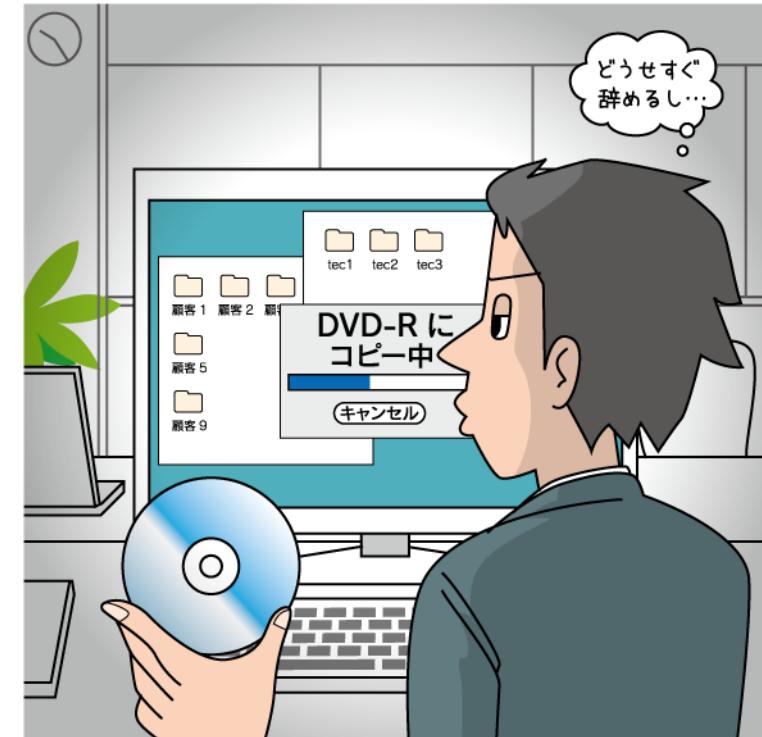
不正に会社の情報を持ち出したら…

不正に会社の情報を持ち出したら…

日頃から会社の待遇や給与面に納得しないなかったAさんは、思い切って会社を退職し、同業他社に転職することを決意しました。Aさんは、「もうこの会社にいなくなるからいいや」と在籍中に会社のサーバーに不正にログインし、営業活動で使用していた顧客情報や、技術情報などを記録メディアにコピーして持ち出しました。

Q1

なぜAさんは、このようなことをしたのでしょうか？

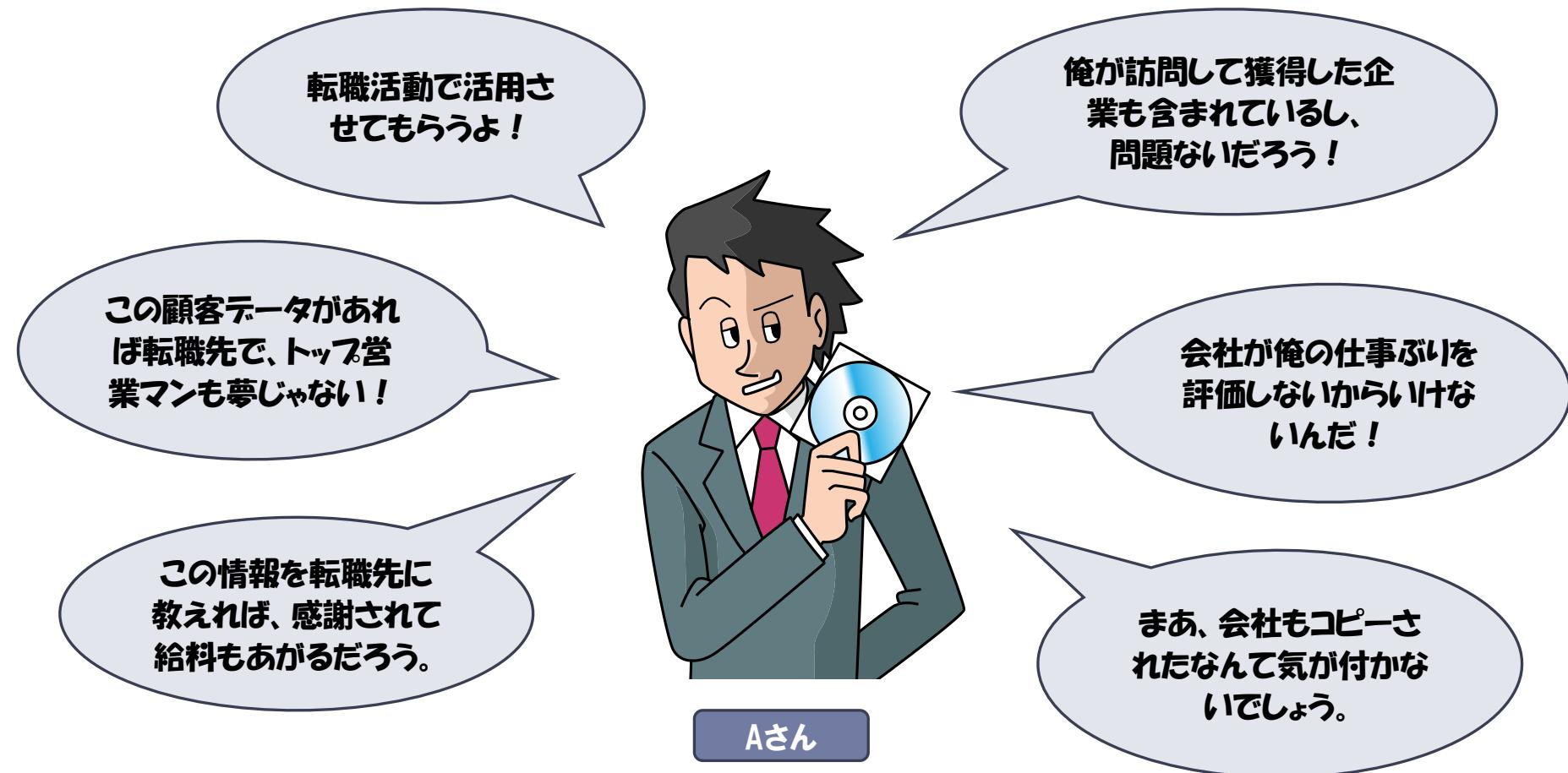


不正に会社の情報を持ち出したら…

A

1

- ・ 土産があれば転職が有利になると考えたから
- ・ 転職先の会社でいいポストに就けると考えたから



不正に会社の情報を持ち出したら…

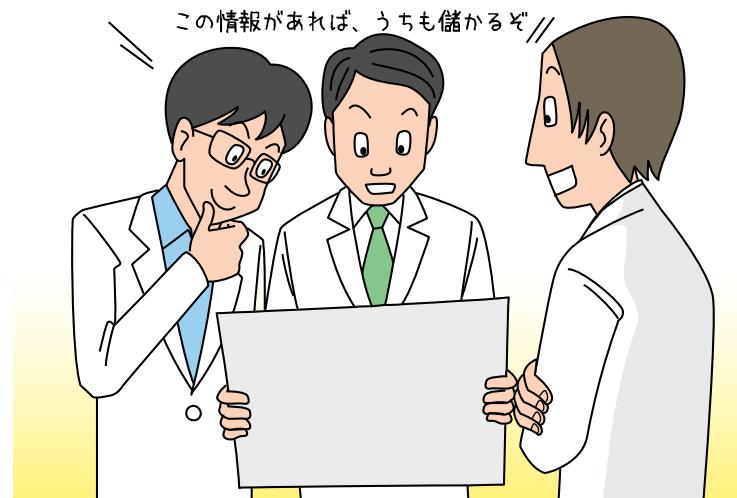
Q2

3ページのAさんの行為は、
どの様な点で会社に不利益が
あるでしょうか？

不正に会社の情報を持ち出したら…

A
2

優位性のある情報が他社に渡って、本来得られるはずだった利益が他社に奪われてしまう



企業が独自に持つ技術・ノウハウ・経営情報・顧客情報などのうち、下記の(1)～(3)を満たす情報は**営業秘密**と呼ばれており、不正競争防止法で保護されています。

- (1)秘密として管理されていること(秘密管理性)
- (2)事業活動に有用な技術上または営業上の情報であること(有用性)
- (3)公然と知られていないこと(非公知性)

不正に会社の情報を持ち出したら…

Q3

1年後、Aさんが顧客情報と
技術情報を持ち出し、転職先で
開示していた事実が判明しました。
これにより、Aさんと転職先の会社は
どのようなダメージを
負う可能性があるでしょうか？

不正に会社の情報を持ち出したら…

A
3-1

Aさんは、不正競争防止法違反（営業秘密開示）の罪となる



営業秘密侵害罪により「10年以下の懲役若しくは2000万円以下の罰金又は併科」という刑罰を科せられる場合があります。また、「損害賠償」を求められる場合があります。

A
3-2

転職先の会社は、差止請求や損害賠償請求を受ける



「差止請求（営業秘密データの使用禁止、営業秘密を用いて生産した製品の廃棄）」や「損害賠償」などを求められる場合があります。

不正に会社の情報を持ち出したら…

Q4

営業秘密の不正な持ち出し
(または持ち込み)によって、
私たち自身や、会社がダメージを
受けないようにするには、
どのような対策が必要でしょうか？

不正に会社の情報を持ち出したら…

A

4

- ・ 営業秘密の不正な持ち出し・開示は、悲惨な結末となることを、しっかりと理解する。
- ・ 会社として、営業秘密を厳格に管理する
 - ・ 情報にアクセスできる者を制限する
 - ・ アクセスログをとる
 - ・ 「社外秘」など、一目で秘密の情報であることを分かるようにする など



営業秘密の不正な持ち出し・開示は犯罪行為です。「魔が差した」では済みません。

不正に会社の情報を持ち出したら…

会社と働く人たち、その家族を守るのは
あなたのコンプライアンス行動です。

お疲れ様でした。